

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 27 日現在

機関番号：37405

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22520700

研究課題名(和文) 日本古代の時間制度・観念と初期陰陽道に関する研究

研究課題名(英文) The Study about system and concept of time and infancy of "Onmyodo" in ancient Japan

研究代表者

細井 浩志 (Hosoi, Hiroshi)

活水女子大学・文学部・教授

研究者番号：30263990

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、古代日本における大衍曆施行時代の進朔制度(朔が1日の遅い時刻の場合、曆月初日を朔の翌日にする制度)の変遷を明らかにし、この時期の曆日の修正復原案と、その前提となる唐代の進朔制度及び曆日の修正復原案を提示した。また今まで注目されなかった、五紀曆が日本の進朔限に及ぼした影響を検出した。

また本研究は古代の日本における曆の文化の展開と浸透が、政治や社会とどのような関係にあったのか、またそこに陰陽道がどう関わったのかについて、一貫した見通しを立てることができた。また関連するいくつかの成果も上げることができた。

研究成果の概要(英文)：This research reveals the changing of rule of Shinsakugen or border time of postponement of first day on the month and gives the revised tables of calendar first day on the month in Tang and during the enforced period of Daienreki or Dayan-li calendar in ancient Japan. This also clarifies the influence of Gokireki or Wuji-li on Shinsakugen in Japan. This research also gives the survey of development and infiltration of culture of calendar, especially relationship with politics, economy or social stages and the influence of Onmyodo in ancient Japan. In addition this research gets several results of related matters.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：古代の曆 陰陽道 曆日 進朔 六国史 怨霊 天文要録

1. 研究開始当初の背景

日本古代の時刻および暦の実態に関しては特にその導入・定着期について未解明の部分はまだあり、かつ2006～2009年度科学研究費補助事業「平安貴族における遅刻と時間厳守の研究」を進める過程で、その究明が可能であると予想するようになった。古代は、日本社会にとって、律令国家の形成にともなう新たな時間制度・観念の形成期である。2006～2009年度事業で研究対象とした、平安貴族の時間意識が形成される歴史的経緯を明らかにすることで、当該事業を発展させることが期待できる。

また古代の時間制度・観念を研究する視点から陰陽道の成立を論ずることが、陰陽道理解には不可欠である。近年、陰陽道研究は、漸く日本史学界でも市民権を得た。ただし陰陽道が時間を主たる占いの対象とする呪術だという視点が、意外に弱いようである。よってこの観点での研究も、進める必要がある。

なお報告者は2009年6月の日本時間学会の創設に設立準備委員として関わり、現在その運営に携わっている。近年、時間の本質を解明しようとする研究は分野を問わず世界的に始まっており、この学会の成立は、その機運が日本でも高まった状況を反映する。時間学はまだ試行錯誤の時期であるが、その発展のためにも、引き続き日本における時間意識の形成期に関する研究を継続することに意味がある。

2. 研究の目的

研究が十分に行われているとは言い難い日本古代の暦・時刻の制度と、日本古代の貴族・官人層、さらには庶民層における時間観念の形成とに関する研究を行う。そのため、古代において時間制度の浸透・時間観念の形成に初期陰陽道が果たした役割を解明する。

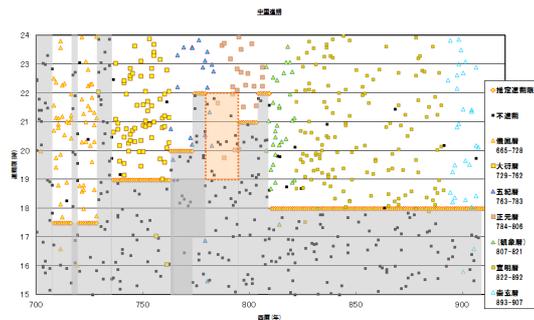
3. 研究の方法

最初に、六国史・正倉院文書・文学書・木簡・金石文等の史料により、日本律令国家成立期の7～8世紀における、律令国家の時間制度・観念と陰陽寮の関わり、そして貴族官人以下の人々が、どのようにその時間制度・観念に絡み取られていったのかを解明する。次に古記録を加えて、9～11世紀において、このような時間制度・観念が定着する様相と陰陽道の展開との関係を解明する。そして最後に、7～11世紀における陰陽寮・陰陽道による時間管理の歴史の変遷の意味を総括する。

4. 研究成果

(1) 唐・日本における進朔原則の変遷の解明
本研究では、〔学会発表〕での報告を経て、最終的には〔図書〕において、従来不明であった唐代及び古代日本における大衍

暦施行時代の進朔制度（朔が1日の遅い時刻の場合、暦月第一日目〔太陰太陽暦では朔の発生日となる〕を朔の翌日にする制度）の変遷を明らかにした（次の図は研究協力者作成の、唐における進朔限の変遷である）。そして、日本においては大衍暦施行期の暦日（月朔干支）の修正復原案を、またその前提となる唐の暦日についても修正復原案を提示した。



具体的には研究協力者の竹迫忍が、唐の史料（史書・金石文等）を文献調査して唐代の暦月第一日目の干支を検出し、各時期の暦法での朔時刻を計算して加え、進朔の有無を付して一覧表とした（研究代表者は若干協力）。これと、『新唐書』『高麗史』暦志に見られる唐代各年代の暦法の進朔に関する記述とを、比較検討した（研究協力者を主として研究代表者とともに行う）。この結果、『新唐書』等の記載と実施暦とでは、進朔の原則が食い違う場合があり、また同一暦法の施行期間でも進朔限（進朔を行う基準となる時刻）が変動する場合があったことが検出された。なお麟徳暦の進朔について、言及しておきたい。通説においては、『元史』暦志の記載により、麟徳暦制作者の李淳風が、進朔という原則を創始したとされてきた。一方、日本での麟徳暦は「儀鳳暦」の名称で、文武天皇元年（697）ころ（恐らく前年の持統天皇十年）に施行された。ただし儀鳳暦施行期の日本の暦は進朔原則がなく、その理由は日本の暦日研究においては、不明とされてきた。そこで調査をしたところ、麟徳暦で進朔が原則となったのは景龍二年（708）以降であり、中国では実は黄一農氏が、このことを指摘していた。つまり当初の麟徳暦（麟徳二年〔665〕施行決定）は、進朔を原則としていず、日本の儀鳳暦が進朔をしなかったのも、導入した段階が、進朔原則を採用する前だからであった。本研究ではこれらの点を、確認したことになった。

次に、日本における大衍暦施行期の進朔限の変遷を検討した（研究代表者を主として研究協力者とともに行う）。

この結果、日本における大衍暦の進朔限の変遷も、唐における大衍暦施行期の進朔限とは必ずしも一致しないことが明らかとなった（次表は日本における大衍暦施行期の進朔限の変遷である）。

時期	期間	進期限
初期	天平宝字 8 年 (764) ~ 神護景雲元年 (767)	進期なし
前期	神護景雲 2 年 (768) ~ 延暦 11 年 (792)	2 5 3 3 (戊正刻 20:00)
中期	延暦 12 年 (793) ~ 承和 2 年 (835)	2 7 8 6 (亥正刻 22:00)
移行期	承和 3 年 (836) ~ 承和 8 年 (841)	亥正刻→初刻 進期のない時期もあるか
後期	承和 9 年 (842) ~ 貞観 3 年 (861)	2 6 6 0 (亥初刻 21:00)

まず従来は進期原則の存在が想定されていた大衍曆施行初期において、実際には進期が行われていなかった可能性が高いことが判明した。続いて神護景雲二年(768)に進期が開始されるが(大衍曆施行前期)これはその当時の唐(五紀曆施行期)の影響により、20時(戊正刻)を進期限としていた。なお進期限は一日の境界をいつにするかという側面があるので、従来のように通法(一日の時刻を分で示す方法)の数値だけで進期限を取り扱うのではなく、実際の時刻で考察する本研究の視点は、新しいものと考えられる。続いて延暦十二年(793)に、進期限は22時(亥正刻)となる(大衍曆施行中期)。これは774~779年の唐における進期限であり、宝亀十一年(780)に唐より日本にもたらされた五紀曆が、この進期限を採用していた事実を反映しているものと推測される。従来、五紀曆は中国科学史においても評価が低く、日本においても将来直後には採用が中止され、のちに採用申請がなされた際も単独施行が否定されるなどの点より、日本の曆研究においても重視されてこなかった。しかし本研究によって、五紀曆が唐の最新曆法として(時期によって、これは日本側の誤解だが)日本の曆日に影響を及ぼしていたことが判明した。承和三年(836)以降(移行期)は、進期に関して曆博士間でも議論があり、進期限が判然としない時期である。そして承和九年(842)以降から宣明曆採用まで(大衍曆施行後期)は、21時(亥初刻)が進期限となった。これは正元曆の影響か、五紀曆の再検討による夏至の進期限の採用によると推察される。

以上の研究結果は、今後大きな修正はないものと考えている。だが、唐に関しては新たな出土文字史料の発見や、史料批判、また安史の乱以降に関しては、私曆の横行も想定される。これらの点を勘案するなら、本研究は少なく見積もって、これからの唐と古代日本における曆日の研究において、叩き台となるデータと学説を提供したと評価することができよう。また本研究は同時に、唐文化の日本への影響に関して、新たな具体例を提供するものである。

(2) 古代日本における曆文化の展開の解明

本研究は、研究全体の総集編として、〔図書〕において、古代日本における曆の文化の展開と浸透、またそれが政治や社会とどのような関係があったのか、またそこに陰陽道がどう関わったのかについて、一貫した見通しを立てることができた。〔図書〕は概説書として刊行することで、専門家以外の一般読者はもちろん、曆を素材として扱う機会が少な

い多くの日本史研究者に、曆が歴史学の単なる補助学ではなく、歴史学の重要なテーマそのものであり、具体的には何が問題なのかをわかりやすく示したものである。本書は、本研究の直接の成果である〔雑誌論文〕、〔学会報告〕や〔図書〕(は国立天文台本『宣明曆』立成の数値を起こして、宣明曆での定期計算法を解説したもの)とともに、研究代表者の従来の研究成果、そして正倉院文書曆や出土曆などの個別曆に関する先行研究、科学史や数学史分野での曆法研究、曆日の復原的研究、そして日本古代史における政治・国制・文化(特に陰陽道)を対象とした先行研究それぞれで明らかとなっている点を、有機的に結びつけて、以下のように叙述した(要旨)。

弥生時代までの日本列島の住人は、各地域の自然曆によって生活していた。しかし社会の発達と交流の広域化、「国」の誕生により、期限を指定しての約束や、日次を示しての命令を発するため、地域を越えた普遍的な曆が必要となる。そこで原始的な曆法が、生まれた可能性がある。

日本の曆の歴史にとって、近くに文明国中国が存在した影響は決定的に大きい。百済を媒介として、倭の大王は、中国曆法(元嘉曆)による曆の使用を導入した。日本(倭)における曆法の導入と、計算水準の向上は、国家の発達と関わり、大王による支配の手段として、曆は使われた。7世紀後半に、日本に律令国家が成立すると、日本列島を「日本」として支配するために、陰陽寮で曆が造られ、日本中に頒布され、地域の支配者層に天皇の定めた時間を強制して、納税・命令を守らせた。同時に、中国流の観象授時思想(天下の支配者が天体に忠実な時間を定めて、民に授けるといふもの)がもたらされた。この時期に、新羅から儀鳳曆がもたらされ、日食計算が行われるようになるのも、このためである。

その一方、7世紀末までは元嘉曆で常用曆が造られ続けたのは、唐で使われる麟徳曆(儀鳳曆)の採用が、観象授時思想によれば、日本の天皇の唐皇帝への臣属を意味するからである。8世紀の大宝律令施行で、日本の律令国家が完成すると、日本でも唐の最新曆法を使うようになるのは、国内向けの対等外交、相手に対しては朝貢外交という、対唐外交の使い分けが定着した結果である。

新曆法の導入は、技術的な困難がともなう。また仏教の補助学として曆や関係学術が伝習された7世紀以前とは異なり、大宝律令では僧侶の兼学が禁止された結果、陰陽寮での曆算教育は滞る。政府は、奨学金制度を導入するなどの対策を講じ、8~9世紀の間に、曆道の世襲制が徐々に形成される。曆は陰陽道にとって重要な構成要素であり、世襲制によって、確実な曆術の伝承が保証された。以上の状況を踏まえると、多数の観測官による恒常的な観測、観測データを基とした天体現象の研究を必要とする新曆法の開発が、推古朝

に行われたとする学説は、現段階では成立が困難と思われる。

9世紀以降は、唐の国際的影響力が低下したこともあり、日本では唐の最新暦法を導入しようという意識が薄れる。桓武天皇の五紀暦（当時の唐の使用暦）採用拒否は、唐からの日本の自立を表明したものと見える。これは渡来人系の母をもつ桓武天皇の出自が関わる。一方、摂関政治の祖である藤原良房には、五紀暦の採用で、自身の治世の到来を、アピールする意図が見られる。

海外との君主レベルでの国交がなくなり、また宣明暦という優れた暦法を採用したことで、日本では暦法改定が行われなくなる。これは中国での暦法改定が、王朝交替や皇帝の新治世を印象づけるだけで意味のない場合が多かったことが背景にある。逆に王朝交替のなかった日本では、暦法改定によって政権交代を印象づけるのが、好ましくなかった可能性もある。

10世紀には賀茂保憲の依頼で、符天暦が輸入されたが、これは陰陽道・暦道では新興勢力であった賀茂氏が、新技術の導入で、地位を確実にすることが動機の一つであった。一方、その後も、宣明暦が使われたのは、符天暦が仏教に関わる暦法であり、一般の中国暦法とは大きく違っていたことが理由として考えられる（符天暦は、宿曜師の暦法とされ、暦道でも造暦の参考とされた）。

平安時代になると、宿曜道や算道が、暦道の暦計算に異論を唱える動きが目立つ。これは暦道の技術水準の低下ではなく、暦が貴族社会に浸透し、強い関心の対象となった反映で、暦日を重視する密教の流行も関わった。

貴族は都市平安京で、都市信仰として、具注暦の示す種々の禁忌（暦注）に拘泥するようになる。また年中行事に深い関心を持ち、日記に儀式記録を詳細につけた。日記はまずは具注暦に記され、暦注の禁忌との関わりでの儀式の執行の可否が判断される。暦日や暦注の一種である日月食の誤りは、その具注暦の信用度に関わるので、貴族にとっても問題であった。このように成立した都市信仰が、陰陽道だと言うことができる。

ところで、陰陽寮が暦を造り、11月1日の御暦奏で献上し、天皇がそれを臣下に与える頒暦制度は、平安時代になると律令国家の変質によって形骸化して、実質を伴わなくなる。このため暦は、公私のネットワークで転写され、貴族官人や僧侶に供された。これは奈良時代でも、頒暦原本では不足するためおびただしい転写暦が造られた状況の発展であり、頒暦制度は、律令国家の理念の衰退とともに、公共性のある暦を普及させるという使命を終えて、衰退したと判断される。

12世紀末に鎌倉幕府が成立して、京都以外の政治の中心都市鎌倉が登場する。鎌倉将軍の貴族化が進み、将軍が東国の天皇に相当する位置づけとなると、将軍のための特製具注暦を造り、将軍の日食・月食儀礼のため、天

体現象を予報する暦道の陰陽師・宿曜師が必要となる。また平安時代後期からの経済の発達で、地域社会にも経済的取引のために、暦を必要とする人びとが増えた。すると京都から新年の暦が届き、書写されるのを待つのは不便となる。鎌倉時代に東国で独自に三島暦が流通するようになるは、こうした理由が想定できる。

古代日本には、朝廷以外で独自に暦算をする人材を確保する必要はなく、暦博士・暦道が計算した暦が、九州～東北地方南部まで、転写・流通するのを待っても、問題がない段階だった。また都市とは違い地域社会での生活は、自然暦でも問題がなかったと思われる。また中国とは違い、私暦が流通して、それをもって朝廷以外の政治勢力が、日本から独立する危険がある段階ではなかった。また地域の人びとは、まだ暦という人工的な時間に、完全には支配されていなかった。

ただし、整備された税制により、大きな経済力を手に入れた中央の支配者層は、9世紀には暦日と暦注という時間観念に深くとらわれており、人びとを暦で支配する方法を知り、古代は後世の、時に縛られる社会の出発点となった。

以上の研究結果は、研究代表者による現時点での見通しという側面がある。また異分野の研究成果に関しては、理解不足の懼れないわけではない。しかし具注暦、暦日、科学史（天文学史）、日本史学が個別分散的に研究してきた暦の歴史を、総合的に捉えた意義は大きいと信ずる。よって今後の研究の進展の土台となり、修正されることを期待している。

なお〔図書〕においては、個別に明確になったこともある。たとえば陰陽寮で82年ごとに作成される中星暦であるが、これは年数から見て、大衍暦施行時代に始まったものである。また歳差は、本来は主に地球の地軸の揺れにより発生する現象だが、中国の場合は太陽軌道（黄道）の変化として理解されていた。以上の点は、管見の限りは、従来、一般的には知られていないようである。

（3）日本における怨霊・御霊信仰の発生時期の解明

陰陽道成立研究との関係で、〔雑誌論文〕（ ）は改題して〔図書〕（ ）において、怨霊・御霊信仰の成立時期を考察した。日本においては、墓や遺体の破壊などの扱いを受けた死霊の祟りは、7世紀以前から存在する。しかし丁重な埋葬を受けた死霊が祟る怨霊信仰は、天平九年（737）の疫病流行においてその原因とされた長屋王怨霊が、貴族社会では最初だと考えられる。この点を、『続日本紀』怨霊記事の成立過程を検討することで解明した。なお長屋王霊は不特定多数にも祟る御霊なので、日本での怨霊信仰は当初より御霊信仰として成立したと言える。ただし長屋王怨霊は過渡的信仰であり、藤原広嗣霊に

において、怨霊・御霊信仰は定着したのである。

(4) 六国史の編纂過程の一部解明

9世紀以前の日本の暦日を研究するためには、その主たる史料である六国史の記事の検討が不可欠である。〔雑誌論文〕では、『続日本紀』淳仁天皇即位前紀と天平宝字元年(757)紀本文における、同一事件の年月日の矛盾より、その記事の成立段階を考察した。結論として、淳仁天皇・光仁天皇の即位前紀は、大町健氏の説を補強して、延暦十三年(794)完成の史書「国史十四巻」段階であることが論証された。さらに光仁朝編纂の史書「案牘二十巻」が、「国史十四巻」撰進表とは異なり、暦日干支の換算まで終わった、完成品に近い作品であることが判明した。

なお〔雑誌論文〕(〔図書〕)において、『続日本紀』怨霊関係記事の成立過程を考察して、玄昉伝の広嗣怨霊記事の成立はいわゆる「曹案三十巻」段階であることを論証した。

以上は、今後、『続日本紀』の成立過程の解明をさらに進める上で、土台となる研究成果である。

また〔雑誌論文〕においては、『日本書紀』仏教伝来記事及び『元興寺縁起』等について批判的に検討する吉田一彦氏の標題書の書評を通じて、『日本書紀』記事の性格を考察したものである。信頼できる史料に乏しい時期を対象とした歴史叙述がどのようになされたのかを主たる焦点に、原史料と編者の問題を念頭に批評した。これにより、歴史叙述の意味を考察する研究が深化することが期待できる。

(5) 旧内閣文庫本『天文要録』の発見とその系統の解明

〔雑誌論文〕で明らかにしたように、暦関係の史料調査の過程で、国立天文台所蔵の『天文要録』が、永らく行方不明であった旧内閣文庫所蔵本であることが判明した。そこでその調査を行い、『天文要録』の最善本である前田尊經閣文庫所蔵本を祖本としない、土御門家旧蔵本の系譜を引く写本であることを明らかにした。またその写本系統と、所蔵者の変遷についての推測を行った。『天文要録』は、天文道安倍氏だけではなく、暦道賀茂氏も使った占星術のテキストであり、今後の『天文要録』研究において、これは重要な成果である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

細井 浩志、国立天文台本『天文要録』について 旧内閣文庫本の再発見、東洋研究、査読有、190号、2013年、77-97頁

細井 浩志、(書評)吉田一彦著『仏教伝来の研究』、佛教史学研究、査読無、56巻1号、2013年、65-72頁

細井 浩志、『続日本紀』淳仁天皇即位前紀の成立段階 暦日の観点から、活水論文集人間関係学科編、査読無、56集、2013年、13-21頁

細井 浩志、上代の災害観と神仏、季刊悠久、査読無、129号、2013年、37-50頁

細井 浩志、『続日本紀』の怨霊記述について 藤原仲麻呂と御霊信仰の成立、史聚、査読無、45号、2012年、45-59頁

〔学会発表〕(計4件)

細井 浩志、陰陽道の成立とその宗教性 陰陽道は宗教か?、宗教史懇話会サマーセミナー、2012年8月26日、防長苑(山口県)

細井 浩志、日唐令に見える占星術関連規定と修史制度 天聖雜令との比較を中心に、九州史学会、2011年12月11日、九州大学

Hiroshi HOSOI、Formation of the Onmyodo and "Time" in ancient Japan、Society for Social Studies of Science(4S)、2011年11月3日、Crowne Plaza Hotel(米国オハイオ州クリーブランド市 Crowne Plaza Hotel Cleveland)

細井 浩志、竹迫 忍、日本古代における大衍暦の進期限について、日本時間学会、2011年6月11日、山口大学

〔図書〕(計4件)

細井 浩志、日本史を学ぶための<古代の暦>入門、吉川弘文館、2014年、全253頁

細井 浩志、竹迫 忍、唐・日本における進期に関する研究、科学研究費成果報告書、2013年、全228頁(研究代表者の主たる担当箇所は1-34頁)

木本 好信、荊木 美行、榎本 淳一、遠藤 慶太、梶川 信行、河内 春人、関根 淳、中川 収、中村 光一、長谷部 将司、細井 浩志、他3名、藤原仲麻呂政権とその時代、史聚会、2013年、全245頁(担当191-204頁、〔雑誌論文〕を改題収録)

細井 浩志、宣明暦の定期計算法、科学研究費による刊行、2012年、全20頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

(1) 「暦普及知る手掛かりに 福岡・元岡遺跡群、初の西暦特定 所有者・製作地の謎探る」に元岡古墳出土の「大歳庚寅正月六日庚寅」銘入り大刀の意義に関して研究代表者のコメント掲載、日本経済新聞（朝刊）2011 年 10 月 29 日（土曜）40 面

6．研究組織

(1)研究代表者

細井 浩志 (HOSOI, Hiroshi)
活水女子大学・文学部・教授
研究者番号：30263990

(2)研究協力者

竹迫 忍 (TAKESAKO, Shinobu)